

ガス溶接技能講習

（令和7年11月実施分）のご案内



「労働安全衛生規則第一篇七章三節に基づく技能講習」

岩手労働局長登録教習機関第28-9号（登録有効期限：令和8年8月21日）

職業訓練法人釜石職業訓練協会

〒026-0001 岩手県釜石市大字平田第3地割75番地1

TEL 0193-26-7000/FAX 0193-26-6955



<http://www.kamaishi-vts.ac.jp/>

（受講申込書等はホームページからもダウンロードできます）

可燃性ガス及び酸素を用いて行う溶接、および溶断の作業は、各現場において広く行われておりますが、これらの作業中に使用される装置等は取り扱いが大変危険なものも含まれており、不適切な作業などが重なることにより爆発や火災等の災害がしばしば発生しております。

このような労働災害を起こさないために、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則では、**可燃性ガスを用いて行う金属の溶接・および溶断等の作業に従事する者**は、原則として登録教習機関が行うガス溶接技能講習の修了者でなければならないことになっております。

根拠法令：労働安全衛生法第六十一条の一より 労働安全衛生法施行令第二十条の十
「可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は過熱の作業」

当協会では、岩手労働局長の登録を受けて、当該技能講習を実施しますので、この機会に受講いただくようご案内申し上げます。

1 開催日時・場所及び定員

日時	場所	定員
1日目 令和7年11月27日（木） 9:00～17:10（学科）	（職）釜石職業訓練協会	20
2日目 令和7年11月28日（金） 9:00～17:20（実技等）	釜石市大字平田第3地割75番地1	名

※ 講習初日の受付開始時間は、8:45となりますので、予めご了承ください。

※ **学科試験 令和7年11月28日（金）** 実技終了後、教室にて学科試験を行います。

※ ガス溶接技能講習には実技試験はございません。

2 受講料及びテキスト代（消費税10%込）

受講料	テキスト代	合計
14,300円	880円	15,180円

※ 受講料は、岩手労働局長に届出をした金額となっております。

3 受講資格

満18歳以上

4 講習内容

講習区分	科目	時 間 数
学科	ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱の方法に関する知識	4
	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	3
	関係法令	1
	学科試験	—
実技	ガス溶接等の業務のために使用する設備の取り扱い	5
合 計		13

5 お申込方法

- ① はじめに、電話にて予約状況（TEL0193-26-7000）を必ず、ご確認ください。
- ②
 - i 受講申込書（必要事項をすべて記入のこと）
 - ii 撮影から6ヶ月以内の縦3.0cm×横2.4cmの写真2枚
（上三分身、無帽、無背景、裏面に氏名と生年月日を記入）上記のi～iiについて、郵送又は持参で当協会に提出してください。
- ③ 申込者が少ない場合、中止させて頂くことがあります。
 - i 申込締切日時〔令和7年11月13日（木）17:00〕の翌営業日以後、当協会より技能講習の開催・中止の連絡をします。
- ④ 開催の連絡がありましたら受講料及びテキスト代を納付して下さい。
 - i 納付期限〔令和7年11月20日（木）〕までに、当協会に現金を持参・現金書留での郵送・指定の口座へ振り込みのいずれかでご納付願います。

◆指定口座（振込手数料は申込者でご負担願います）
〔北日本銀行 小佐野支店（普通）7031947 職業訓練法人 釜石職業訓練協会 会長 青木正紀〕
- ⑤ 当協会の責めに帰すべき理由以外による、納付後の受講料の返却はいたしません。

6 その他注意事項

- ① 欠席、遅刻、早退、欠課等をした方は、学科試験及び実技試験の受験ができなくなり、修了証も交付されません。
- ② 修了試験で不正行為を行った場合、試験の合格を取り消すとともに、以後、当協会が実施する技能講習のすべてについて受講ができなくなります。
- ③ 技能講習の全講習時間に出席し、かつ、修了試験に合格した方には労働安全衛生法に基づく技能講習修了証を交付いたします。
- ④ 受講資格に自動車運転免許の取得者であることが含まれている方は、技能講習の期間中に免許停止等の行政処分を受けると受講資格を失いますので、ご注意願います。
- ⑤ 受講資格に技能講習修了者であることが含まれている方のうち、満18歳未満の方は、技能講習修了証の効力が発効しておりませんので、満18歳の誕生日到来以後に開始される技能講習にお申込ください。
- ⑥ 当講習会は、国籍に関係なく受講することができますが、講習のすべてについて、日本語で実施されるため、講師が話す専門的な用語を理解できる程度の語学力が必要となります。
- ⑦ 当協会が主催し、かつ、当協会が直接実施する各種講習会は、万が一の事故に備えて、講習会等災害補償保険に加入しております。